

郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱

平成 18 年 9 月 25 日制定

平成 27 年 10 月 9 日改正

平成 28 年 7 月 14 日最終改正

[こども部こども育成課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、認可保育所等（保育所、小規模保育事業（A 型）及び認定こども園をいう。）の整備事業を実施する者に対し補助金を交付することについて郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる事業、対象者、経費及び補助金の額は、別表第 1 から別表第 6 に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表第 1 から別表第 6 に定める額を限度として、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第 4 条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容のうち、次に掲げるものを変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - ア 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員
- (2) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (3) 補助金に係る会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存すること。

(概算払)

第 6 条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、第4条ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に係る補助金の返還)

第8条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助金の交付の決定を受けた者は、実績報告後に消費税の申告により補助金に係る地方消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書(別記様式)により、速やかに報告するものとする。

2 項の報告があったときは、その消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書きに規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に規定する当該財産の耐用年数が経過した日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月9日から施行し、改正後の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市児童福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
保育所整備 事業	<p>児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 1 項に基づく認定を受けすることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。）又は認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第 34 条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造又は整備を実施する際の経費を一部補助する。</p>	<p>社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人</p>	<p>平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号、雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「安心こども基金の運営に関する通知」という。）別紙安心こども基金管理運営要領別添子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業別添 1 保育所緊急整備事業 4 対象経費に定める本体工事費、保育所の開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費</p>	<p>事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額（以下「補助対象経費の実支出額に相当する額」という。）以内の額に 4 分の 3 を乗じて得た額と安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領（別表）補助基準額表 1. 保育サービス等の充実(1) 保育所等整備事業○保育所緊急整備事業<本体工事>及び<解体撤去工事、仮施設整備工事>の表で定める基準額に 4 分の 3 を乗じて得た額のいずれか低い額</p>

別表第2（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
小規模保育 整備事業	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（A型）（以下「小規模保育事業」という。）を行う事業所の新設、修理、改造又は整備を実施する際の経費を一部補助する。	社会福祉法人、学校法人又は児童福祉法第34条の15第3項各号に定める基準に適合する者	安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領別添子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業別添1の2小規模保育整備事業4対象経費に定める本体工事費、小規模保育事業所の開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に相当する額以内の額に4分の3を乗じて得た額と安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領（別表）補助基準額表1.保育サービス等の充実(1)保育所等整備事業○小規模保育整備事業＜本体工事＞及び＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞の表で定める基準額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第3（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
賃貸物件による保育所整備事業	賃貸物件により、新たに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。以下「認可保育所」という。）を設置する際の借上時における改修費等の経費を一部補助する。	社会福祉法人、学校法人又は児童福祉法第35条第5項各号に定める基準に適合する者	既存建物を借り上げて認可保育所の本園又は分園（20人未満分園を含む。）を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等に要する経費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に相当する額以内の額に4分の3を乗じて得た額と安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領（別表）補助基準額表1.保育サービス等の充実(1)保育所等整備事業○賃貸物件による保育所整備事業の表改修費等（本園）の項及び改修費等（分園）※の項の基準額（1施設当たり）の欄に定める額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第4（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
賃貸物件による小規模保育整備事業	賃貸物件により、新たに小規模保育事業を実施する際の改修費等の経費を一部補助する。	子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者	小規模保育事業を実施する場合に必要な改修等に要する経費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に相当する額以内の額に4分の3を乗じて得た額と安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領（別表）補助基準額表1. 保育サービス等の充実（9）小規模保育事業○小規模保育設置促進事業の表小規模保育運営費支援事業（A型、B型）の部改修費等補助の項の基準額の欄に定める額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第5（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
認定こども 園整備事業 （認定こども園整備）	<p>1 整備対象施設</p> <p>(1) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）</p> <p>(2) 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分</p> <p>(3) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園</p> <p>2 事業内容</p> <p>1 整備対象施設の新設、修理又は改造を実施する際の経費を一部補助する。</p>	<p>1 左欄1(1)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>2 左欄1(2)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>3 左欄1(3)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p>	認定こども園施設整備交付金実施要領(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定)別紙1認定こども園整備4対象経費に定める本体工事費、改築、増改築、大規模修繕等における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象)	交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施要領別表1算定基準及び(別表2)交付金基準額表(1)認定こども園整備○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、○幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分及び○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分<本体工事>及び<解体撤去工事、仮施設整備工事>の表で定める基準により算出した額と工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施要領別表1算定基準で定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額(以下「算定基準で定める対象経費の実支出額に相当する額」という。)に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額の2倍に相当する額に4分の3を乗じて得た額

別表第6（第2条関係）

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
認定こども 園整備事業 （幼稚園耐 震化整備）	<p>1 整備対象施設</p> <p>(1) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園の学校教育部分</p> <p>(2) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>(3) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園（移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分）</p> <p>(4) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>2 事業内容</p> <p>1 整備対象施設の耐震化を促進するための改造を実施する際の経費を一部補助する。</p>	<p>1 左欄1(1)の場合については、学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この欄において同じ。）又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。）</p> <p>2 左欄1(2)の場合については、学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）</p> <p>3 左欄1(3)の場合については、学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る。）</p> <p>4 左欄1(4)の場合については、学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。）</p>	認定こども園施設整備交付金実施要領別紙2幼稚園耐震化整備4対象経費に定める本体工事費、特殊付帯工事費、設計料、解体撤去工事費、仮施設整備工事費及び耐震診断費	交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施要領別表1算定基準及び(別表2)交付基準額表(1)認定こども園整備○幼稚園耐震化整備<本体工事>及び<解体撤去工事、仮施設整備工事>の表で定める基準により算出した額と算定基準で定める対象経費の実支出額に相当する額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額

別記様式（第8条関係）

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市認可保育所等整備費補助金について、郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

円

※注：別添参考となる資料（金額の積算の内訳）を添付すること。